

# 農 業 委 員 会 会 議 録

児玉郡神川町農業委員会

開催年月日及び開催場所		令和2年1月24日			神川町役場本庁舎3階会議室				
開議時刻及び宣告者		午後1時30分			神川町農業委員長		櫻澤 泰信		
閉会時刻及び宣告者		午後3時30分			神川町農業委員長		櫻澤 泰信		
議 長	櫻 澤 泰 信			議事参与制限委員数	0		傍聴人数	0	
出席した事務局職員	事務局長 櫻澤 典明・事務局長補佐 堀口 二三夫・事務局主事補 岩井 亮介				書 記	事務局長補佐 堀口 二三夫・事務局主事補 岩井 亮介			
委員 出 欠 状 況	席次	氏 名	出欠	席次	氏 名	出欠	席次	氏 名	出欠
	1	高宮 和浩	○	9	松本 由紀子	○	4	佐藤 文雄	○
	2	高柳 義信	◎	10	清水 武	×	5	齊藤 克美	×
	3	高田 英夫	◎	11	中井 健一	○	6	新井 英雄	○
	4	須川 朋和	×	12	野村 清太郎	○	7	秋山 政治	×
	5	野村 千江子	○	13	櫻澤 泰信	○	8	高橋 栄一	○
	6	坂本 等	○	1	進藤 誠一	○	9	岩崎 喜久夫	○
	7	長谷川 隆	○	2	木口 和久	○	10	高橋 八夫	○
	8	萩原 康広	○	3	四方田 芳泰	○	11	町田 貴	○

会 議 事 項	顛 末	備 考
<p data-bbox="353 395 501 427">議 長</p> <p data-bbox="353 1023 501 1054">事 務 局</p> <p data-bbox="353 1118 501 1150">議 長</p> <p data-bbox="241 1214 501 1246">7 番 長谷川 委員</p>	<p data-bbox="533 300 1664 379">それでは、定刻となりましたので、農業委員会会議規則第4条により会長が議長となり議事を進めていただきます。</p> <p data-bbox="555 395 1541 427">ただいまから、令和2年第1回農業委員会の総会を開会したいと思います。</p> <p data-bbox="555 443 1485 475">出席委員は、13名中11名の出席ですので、総会は成立いたします。</p> <p data-bbox="555 491 1070 523">それでは、議案に入りたいと思います。</p> <p data-bbox="555 539 1429 571">日程第1の議事録署名人及び書記の指名を行ないたいと思います。</p> <p data-bbox="533 587 1664 715">神川町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は、2番 高柳 義信 委員、3番 高田 英夫 委員にお願いします。書記は、事務局の堀口、岩井両君を指名いたします。</p> <p data-bbox="555 778 1193 810">つづきまして、日程第2第1号議案に移ります。</p> <p data-bbox="555 826 1014 858">それでは事務局よりお願いします。</p> <p data-bbox="645 922 1395 954">農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）</p> <p data-bbox="555 1018 712 1050">議案書朗読</p> <p data-bbox="555 1118 1305 1150">続きまして、地区担当委員より報告をお願いいたします。</p> <p data-bbox="533 1214 1664 1390">現地は配置図を見ていただきまして、主要地方道上里鬼石線があります。〇〇がありまして、そこから北に向かったところが申請地でございます。現地は長年不耕作地でございます。草が生えていましたが、現地は杭が打っており、整地されておりました。よろしく願いいたします。</p>	<p data-bbox="1697 300 1989 379">櫻澤（課長）事務局長 13時30分 開会</p> <p data-bbox="1697 443 1955 619">出席委員数：11名 欠席委員数：2名 傍聴人：0名 議事参与：0名</p> <p data-bbox="1697 922 1809 954">5条申請</p>

会議事項	顛末	備考
議長	<p>続きまして、事務局より説明をお願いいたします。</p>	
事務局	<p>申請地につきましてはただいま長谷川委員より報告がありましたとおりでございます。現地を確認しましたが、以前は草が生えておりましたが、現在はきれいに保全管理されておりました。今回の申請について、事業計画書、資金計画、残高証明書、見積もり等すべてそろっておりましたので、申請を受理いたしました。</p>	
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑にはいります。ただいまの事務局の説明、地区担当委員からの報告について、発言があるかたは挙手をして意見を述べてください。</p>	挙手あり
推進委員 佐藤 委員	<p>太陽光でも、接道がないといけないのか。モジュールとはなにか。</p>	
事務局	<p>まず1点目は、太陽光は建築物とみなされないのので、接道の要件は不要です。県の指導によると、工事作業車が入れて、2種農地であれば問題ないという判断です。 2点目については、モジュールというのは太陽光のパネルのことを指しております。</p>	挙手あり
推進委員 佐藤 委員	<p>発電量はどのくらいまで許可になるのか。隣地の同意等はとっているということだが、問題が生じないようになっているのか。</p>	
事務局	<p>低圧の申請のみの受付をしてありますので、高圧のいわゆるメガソーラーに関しては受けていません。 また、隣地の同意は得ており、万が一問題が生じた場合には早急に対処する旨の念書のようなものが申請書に添付されております。</p>	挙手あり

会 議 事 項	顛 末	備 考
<p>7番 長谷川 委員</p> <p>事務局長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>7番 長谷川 委員</p>	<p>今回の接道している道については2項道路ではないということか。2項道路の場合はセットバックが必要なはずでは。</p> <p>建設課に確認しないとわかりませんが、太陽光の場合は建築物にあたりませんので、建築確認がいらないので、どちらでも問題はございません。指導の中ではセットバックしてくださいというお願いはしておりますが、法律上はセットバックの必要は無いということになってしまいます。</p> <p>他にございますか。ないようなので採決に移ります。第1号議案1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>全員賛成ということで、第1号議案1番については、原案のとおり許可相当として意見を添えて県知事に送付致します。ありがとうございました。</p> <p>続きまして、2番の朗読をお願いいたします。</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）</p> <p>議案書朗読</p> <p>続きまして、地区担当より報告をお願いいたします。</p> <p>先ほどの1番の申請地より少し下に下がったところでして、1番の申請地に入るための道路として利用する予定でございます。現在は草が刈ってあるような状態です。以上です。</p>	<p>全員賛成</p> <p>5条申請</p>

会議事項	顛末	備考
議長	<p>続きまして、事務局より説明をお願いいたします。</p>	
事務局	<p>申請地につきましては、ただいま長谷川委員より報告がありました通りでございます。8ページを見ていただきまして、1番の太陽光がご覧のような配置になっております。それにつきましては、一時転用の申請地でございますが、工事業者ですとか、資材等を配置図のような形で置くような話でございました。進入路については、下の方から矢印の通りに入っていきそうでございます。以上です。</p>	
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑には入りません。ただいまの事務局の説明について、発言があるかたは挙手をして意見を述べてください。</p> <p>無いようなので採決に移ります。第1号議案2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>全員賛成ということで、第1号議案2番については、原案のとおり許可相当として意見を添えて県知事に送付致します。ありがとうございました。</p> <p>続きまして、3番の朗読をお願いいたします。</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）</p>	<p>異議なし</p> <p>全員賛成</p>
事務局	<p>議案書朗読</p>	<p>5条申請</p>
議長	<p>続きまして、地区担当からの報告をお願いいたします。</p>	
7番 長谷川 委員	<p>申請地は、先ほどの2か所と隣接しているところでして、きれいに整地されておしま</p>	

会議事項	顛末	備考
議長	<p>した。少し気になったところが、申請地の横に側溝が入っておりまして、何かあったときに崩れる心配があるのかな、という感じでございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、事務局より説明をお願いいたします。</p>	
事務局	<p>申請地につきましては、ただいま長谷川委員より報告があった通りでございます。1番2番の隣接の三角地でございます。こちらにパネル262枚が設置されるようです。角度につきましては10度。右上の方に断面図がございます。申請書類等すべてそろってございましたので、申請を受理いたしました。よろしくお願いいたします。</p>	
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑にはいります。ただいまの事務局の説明について、発言があるかたは挙手をして意見を述べてください。</p>	挙手あり
8番 萩原 委員	<p>この土地は高くなっているようだが、排水についてはどのようなになっているのか。緑道のところに側溝があるのか。</p>	
事務局	<p>申請地と緑道の間には排水路が通っておりますが、基本は自然浸透で敷地内処理ということになっております。</p>	挙手あり
11番 中井 委員	<p>1、2、3番で別業者が入っているのは何か理由があるのか。</p>	
事務局	<p>たまたま同じタイミングで申請があっただけで、特に関連はございません。地主もそれぞれなので。</p>	

会議事項	顛末	備考
<p data-bbox="353 300 501 331">議長</p> <p data-bbox="353 683 501 715">事務局</p> <p data-bbox="353 778 501 810">議長</p> <p data-bbox="152 874 501 906">推進委員 高橋栄一 委員</p> <p data-bbox="353 1161 501 1193">議長</p> <p data-bbox="353 1257 501 1289">事務局</p>	<p data-bbox="528 300 1664 379">他にございますか。ないようなので採決に移ります。第1号議案3番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p data-bbox="528 395 1664 475">全員賛成ということで、第1号議案3番については、原案のとおり許可相当として意見を添えて県知事に送付致します。ありがとうございました。</p> <p data-bbox="555 491 1160 523">続きまして、4番の朗読をお願いいたします。</p> <p data-bbox="645 587 1395 619">農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）</p> <p data-bbox="555 683 712 715">議案書朗読</p> <p data-bbox="555 778 1283 810">続きまして、地区担当からの報告をお願いいたします。</p> <p data-bbox="528 874 1664 1106">12ページを見ていただきまして、〇〇の南に〇〇というところがあるのですが、その南側のところに九郷用水があります。その側道を東にすすんでいったところが現地になります。13ページ見ていただきますとわかりますが、ちょうど植竹地区と中新里地区の境のところになります。地図の〇〇のすぐ南側が申請地でございます。現地はきれいに整地されておりました。よろしくをお願いいたします。</p> <p data-bbox="555 1169 1216 1201">続きまして、事務局より説明をお願いいたします。</p> <p data-bbox="528 1265 1664 1441">申請地につきましては、ただいま高橋委員より報告があった通りでございます。場所については、〇〇を東に行っていただきますと、〇〇がございます。その南側に申請地があります。14ページを見ていただきますと、住宅の配置図がございます。平屋の1戸建てだそうです。</p>	<p data-bbox="1691 347 1809 379">全員賛成</p> <p data-bbox="1691 587 1809 619">5条申請</p>

会 議 事 項	顛 末	備 考
<p data-bbox="353 443 501 475">議 長</p> <p data-bbox="353 1070 501 1102">事 務 局</p> <p data-bbox="353 1409 501 1441">議 長</p>	<p data-bbox="528 300 1664 379">この案件につきましては令和元年の5月に除外案件で農業委員会にかかっておりまして、今回転用の申請がございました。よろしくお願いいたします。</p> <p data-bbox="528 443 1664 523">ありがとうございました。これより質疑にはいりません。ただいまの事務局の説明について、発言があるかたは挙手をして意見を述べてください。</p> <p data-bbox="528 539 1664 619">ないようなので採決に移ります。第1号議案4番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p data-bbox="528 635 1664 715">全員賛成ということで、第1号議案4番については、原案のとおり許可相当として意見を添えて県知事に送付致します。ありがとうございました。</p> <p data-bbox="528 778 1664 906">続きまして、5番から8番ですが、事業はすでに始まっております。内容は社長名の変更ということで、事業の内容等には変更はございませんので、事務局より説明をお願いいたします。</p> <p data-bbox="645 970 1391 1002">農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）</p> <p data-bbox="528 1066 1664 1337">5番から8番については砂利採取の一時転用の案件でございます。この案件につきましては、平成31年4月10日に受付、5月29日付けで県の許可がでていところでございます。譲受人の〇〇は社長が変わり新規法人として登録されましたので、県の指導がありまして、許可の取り直しということになります。許可済みの場所ですので、すでに着工して進んでいる案件でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p data-bbox="555 1409 1664 1441">第1号議案5番から8番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手で</p>	<p data-bbox="1691 491 1805 523">異議なし</p> <p data-bbox="1691 587 1805 619">全員賛成</p> <p data-bbox="1691 970 1805 1002">5条申請</p>

会 議 事 項	顛 末	備 考
<p data-bbox="353 491 501 523">議 長</p> <p data-bbox="353 874 501 906">事 務 局</p>	<p data-bbox="528 300 1662 427">           お願いします。            全員賛成ということで、第1号議案5番から8番については、原案のとおり許可相当として意見を添えて県知事に送付致します。ありがとうございました。         </p> <p data-bbox="528 491 1662 715">           続きまして第2号議案 神川町農用地利用集積計画（案）についてと第3号議案 神川町農用地利用配分計画（案）について を議題といたします。            なお、この案件につきましては、議事参与の制限に係るかたがおられます。            須川委員、野村清太郎委員、長谷川委員、松本委員、そして推進委員の秋山委員、木口委員は隣室にて待機をお願いいたします。         </p> <p data-bbox="528 778 1662 810">           それでは事務局より議案の説明をお願いいたします。         </p> <p data-bbox="528 874 1662 970">           第2号議案と第3号議案については、農地中間管理事業に係る案件ですので、一括で審議をお願いいたします。         </p> <p data-bbox="528 970 1662 1257">           まず第2号議案からですが、利用権というところを開いていただきまして、今年度は新宿・池田地区という地区を重点地区として推進いたしまして、筆が多いので主だったところのみ説明していきますが、先に35ページを見ていただきまして、受人が埼玉県農林公社となっているページですが、上の3つが新宿・池田地区で3つ目の地番は小浜になっているのですが、新宿・池田地区を推進する中で、境にあります隣接地を借り入れてほしいということで今回まとめさせていただきました。         </p> <p data-bbox="528 1257 1662 1441">           今年度の中間管理事業でどのくらい集積したかということ、188,276㎡で約19haの農地を中間管理事業によって集積しました。申請番号のところで、1～70までが新宿・池田地区で上に各筆の詳細が乗っておりまして、こちらが借り入れられた筆になります。         </p>	<p data-bbox="1693 300 1809 331">全員賛成</p> <p data-bbox="1693 683 1863 715">該当委員退室</p>

会議事項	顛末	備考
	<p>続いて、申請番号71～90となっているところですが、〇〇さんの現在借りている農地をすべて中間管理事業に切り替えたいという申し出がございまして、所有者の方へ個別推進を行い、集まった31筆が約4haで39,641㎡が今回中間管理事業によって集積されました。こちらにつきましては、地区が決まっておりませんので、賃料については過去の推進済みの地区を参考に決定いたしました。</p> <p>続きまして、91～99というところにつきましては、新里地区の〇〇さんが追加分ということで上がったものでございます。</p> <p>100～102というところで、過去の推進済み地区より地権者から申し出があったものでございます。八日市東地区、元阿保・四軒在家地区のものが出ております。</p> <p>続いて3号議案の方の説明に移らせていただきます。農用地利用配分計画というところで、こちらは先ほどの集積計画で公社が借り入れた農地について、耕作者への配分をするものです。このなかで町内の方はある程度分かると思うので、町外の方に絞って説明をいたします。</p> <p>43ページを見ていただきまして、63番から〇〇さんという方ですが、〇〇市の方なのですが、農協の円滑化事業を利用して新宿地内の農地を借りていただいていた方です。今回中間管理事業で規模を拡大したいという意向があったので、空いている農地はこちらの方に借りていただきました。</p> <p>続いて、45ページの89番というところですが、〇〇さんというかたですが、こちら〇〇の方で同じく農協を通しての貸し借りをしておりまして、〇〇市の農業委員でもあります。お話によると、今後法人化して規模を拡大することです。</p> <p>続きまして49ページの番号が125番から127番というところで、〇〇さんですが、〇〇市にある法人の代表のお父様が農地を借りて、お米を作って加工販売をしているところですが、今回法人として借りたいという申し出がありました。</p> <p>続いてその下の〇〇さんですが、〇〇株式会社の社長です。中間管理事業では書類の</p>	

会 議 事 項	顛 末	備 考
	<p>関係で、個人名で借りていただいております。</p> <p>51ページの150番ですが〇〇さんという〇〇町の方ですが、昔から利用権設定をして借りていただいているところを中間管理事業に切り替える形になります。〇〇町でも中間管理事業を利用しているとのこと。</p> <p>続いて53ページからは、先ほども説明した〇〇さんの案件でございます。配分先はすべて〇〇さんになっておりまして、現在も借りて耕作しているところですので、問題はないかと思えます。</p> <p>続いて57、58ページですが、配布資料に一部差し替えということで58ページの配分計画案がございます。〇〇さんに借りていただいているところですが、一筆だけ推進委員の〇〇さんへの配分というところで変更になっております。こちらも春先に相談がありまして、すでに耕作しております。</p> <p>続いて59ページに入りまして、取りこぼし分になりますが、〇〇さんに配分しているものがございまして、昨年ギリギリ借り受けが間に合わなかったものでして、1年遅れてしまったものです。</p> <p>最後に60ページから62ページですけれども、すでに集積計画のほうで公社が借り入れているところですので、耕作者の方から返却された筆に対して、次の耕作者へ再配分するものです。</p> <p>1～9につきましては、先ほどもありました〇〇さんへ再配分する形になりました。</p> <p>10番から16番につきましては、耕作者の方が亡くなったため、息子さんへ権利設定するものです。</p> <p>17番は〇〇町の〇〇さんという法人が耕作していたものを〇〇で大豆を作っている〇〇さんへの配分となりました。</p> <p>18番19番については〇〇さんという〇〇町の方に配分となりました。近くを耕作しておりまして、お願いして借りていただきました。</p>	<p>挙手あり</p>

会 議 事 項	顛 末	備 考
<p data-bbox="353 443 501 475">議 長</p> <p data-bbox="208 587 501 619">推進委員 佐藤 委員</p> <p data-bbox="353 730 501 762">事 務 局</p> <p data-bbox="353 874 501 906">議 長</p>	<p data-bbox="533 300 1662 379">最後はまた〇〇さんですが、先ほどありました筆の近くということで、こちらも借りていただくことになりました。以上で説明は終わります。</p> <p data-bbox="533 443 1662 523">ありがとうございました。これより質疑にはいりません。ただいまの事務局の説明について、発言があるかたは挙手をして意見を述べてください。</p> <p data-bbox="533 587 1662 667">農地中間管理事業の推進に関する法律の改正があったかと思いますが、配分計画を省略できるということですが、しない理由はあるのか。</p> <p data-bbox="533 730 1662 810">公社の方からは、基本的には従来通りのやり方で集積計画と配分計画によって転貸をしてくださいというお話になっております。</p> <p data-bbox="533 874 1662 1010">他にございますか。ないようなので採決に移ります。2号議案および3号議案について、原案のとおり賛成の方は、挙手でお願いします。 全員賛成ということで、原案のとおり決しました。ありがとうございました。</p> <p data-bbox="533 1074 1662 1153">以上をもちまして、全ての日程が終了しましたので、総会を閉会といたします。ご協力ありがとうございました。</p> <p data-bbox="555 1217 869 1249">解 散（15時30分）</p>	<p data-bbox="1697 930 1809 962">全員賛成</p>